

令和4年度 第2回白馬村図書館協議会 次第

日時：令和5年2月9日(木) 15時45分～

場所：白馬村保健福祉ふれあいセンター 2階 学習室

1. 開会

2. 挨拶

3. 会議事項

(1) 白馬村図書館の運営について

(2) 「デジとしょ信州」について

(3) 資料収集・寄贈・除籍基準について

(4) 令和5年度の事業方針について

(5) 白馬村図書館等複合施設の検討状況について

4. その他

5. 閉会

## 白馬村図書館協議会委員名簿

任期：令和4年6月14日～令和6年3月31日

役職	氏 名	所 属
委員	富山 正明	白馬村社会教育委員長
	横川 秀明	白馬村公民館長
	本多 希	白馬高等学校
	篠崎 千恵	白馬南小学校
	高橋 英子	公募委員
	澤 清美	公募委員
	木曾 寿紀	公募委員
	嶋田 多希	公募委員

アドバイザー	篠田 尚利	県立長野図書館 資料情報課
--------	-------	---------------

事務局	松澤 宏和	白馬村図書館長（生涯学習スポーツ課長）
	松沢 由美子	白馬村図書館司書
	大坪 裕子	白馬村図書館司書
	大熊 大智	白馬村図書館司書
	山岸 由美	学校図書（白馬中学校）
	海端 弥生	学校図書（白馬北小学校）
	渡邊 宏太	生涯学習スポーツ課 生涯学習係長

# デジとしょ信州 利用統計 (～1月31日)

※米国の東部標準時間 (時差-13時間)

資料 1

ID数	登録月	登録者	
		白馬	全県
	事前登録 ～2022/8/4	17	2,715
	8月	17	3,187
	9月	11	1,370
	10月	3	887
	11月	5	690
	12月	9	535
	1月	5	489
	累計	67	9,873

## 登録館別ID数 ※1月5日更新

登録館	ID数	高森町	104	川上村	35
県立	2,071	池田町	95	筑北村	34
上田市	726	富士見町	85	青木村	31
長野市	570	小諸市	85	飯綱町	30
松本市	501	坂城町	72	飯島町	26
佐久市	451	山形村	72	上松町	25
千曲市	341	松川村	68	小川村	25
大桑村	283	箕輪町	65	中川村	25
塩尻市	262	駒ヶ根市	63	高山村	24
安曇野市	246	原村	62	南相木村	24
諏訪市	242	下諏訪町	61	小海町	23
須坂市	236	佐久穂町	54	松川町	21
茅野市	210	白馬村	52	喬木村	20
軽井沢町	189	宮田村	52	山ノ内町	18
中野市	181	長和町	48	豊丘村	18
東御市	162	御代田町	44	朝日村	17
岡谷市	160	小谷村	43	根羽村	13
伊那市	157	麻績村	41	南牧村	13
大町市	152	木曾町	41	木島平村	10
飯山市	120	野沢温泉村	41	大鹿村	4
飯田市	116	立科町	40	北相木村	1
南箕輪村	110	小布施町	36	-	32
辰野町	110	生坂村	35	総計	9,424

貸出件数	貸出月	白馬	全県
	8月	76	10,191
	9月	77	8,947
	10月	68	7,064
	11月	53	6,684
	12月	69	5,560
	1月	118	6,632
累計	461	45,078	

年代別 貸出件数	年代	白馬	全県
	0	3	400
	10	0	5,396
	20	8	2,036
	30	70	7,160
	40	43	9,743
	50	277	8,737
	60	60	7,010
	70	0	4,026
	80	0	629
90	0	8	

曜日別 貸出件数	曜日	白馬	全県
	日曜日	76	7,182
	月曜日	75	6,730
	火曜日	66	5,870
	水曜日	35	6,051
	木曜日	50	5,597
	金曜日	67	6,647
	土曜日	92	7,071

時間別 貸出件数	時間	白馬	全県
	0	6	679
	1	1	337
	2	0	197
	3	3	215
	4	3	301
	5	6	595
	6	8	1,090
	7	19	1,924
	8	16	1,925
	9	28	2,216
	10	21	2,232
	11	7	2,471
	12	24	2,438
	13	21	2,637
	14	28	2,678
	15	26	2,672
	16	27	2,708
	17	18	2,622
	18	33	2,380
	19	45	2,964
	20	40	3,259
	21	46	3,162
	22	17	2,138
23	18	1,308	

## 白馬村図書館資料収集基準（案）

（趣旨）

第1条 白馬村図書館条例（平成10年白馬村条例第15号）第2条に規定する白馬村図書館（以下、「図書館」という。）における資料の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）に示された公共図書館の役割並びに利用者各層の要求及び社会的な動向を十分配慮して、広く村民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料を収集するものとする。

2 資料の収集に当たっては、日本図書館協会が1954年に採択した『図書館の自由に関する宣言』（1979年改訂）に基づいて行うものとする。

3 資料の収集に当たっては、次の各号に留意する。

（1）資料は、各分野にわたり広く収集する。

（2）学派、学説その他多様な対立する意見のある問題については、それぞれの視点に立った資料を幅広く収集する。

（3）著者の思想的、宗教的及び党派的立場にとらわれて、その著作を排除してはならない。

（4）図書館職員の個人的な関心や好みによって選択しない。

（5）個人、組織及び団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄し、又は紛糾を恐れて自己規制してはならない。

（収集資料の種類）

第3条 図書館が収集する資料の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）図書（一般図書、児童図書等）

（2）逐次刊行物（新聞、雑誌）

（3）地域資料、参考資料

（4）視聴覚資料

（5）障がい者用資料

（6）その他（デジタル資料・データベース等）

（資料収集の方法）

第4条 資料の収集方は、購入によるほか、寄贈、配布、複製等によるものとする。

2 寄贈資料の扱いについては、別に定めるところによる。

（資料の点数）

第5条 収集する資料は、原則として1点とする。ただし、次の各号に掲げるものは、保存の観点から複本を備えることができる。

（1）利用頻度の高い図書類

（2）地域資料

（その他）

第6条 この基準に定めるもののほか、図書館における資料の収集に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

## 白馬村図書館寄贈図書受入基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、白馬村図書館管理規則第12条に基づき、白馬村図書館（以下、「図書館」という。）の資料の寄贈資料の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

（受入資料）

第2条 図書館で寄贈の受入れができる資料は、次のとおりとする。

- （1） おおむね5年以内に発行された図書
- （2） 人気のある児童書
- （3） 予約、リクエスト、貸出回数が多いもの
- （4） 地域資料
- （5） 全集等の欠本
- （6） 出版社等から直接寄贈された新聞・雑誌
- （7） その他、館長が必要と認めた資料

2 図書館で寄贈の受入れができない資料は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときはこの限りではない。

- （1） 汚れ、日焼け、破損、書き込みがあるもの
- （2） 内容が古く、資料的価値が低いと思われるもの
- （3） 既に当館において所蔵している資料
- （4） ガイドブック、法律書、参考書、問題集、マニュアル類
- （5） 古い図鑑や雑誌、百科事典、文学全集、美術全集
- （6） 白馬村との関係が薄く、近隣の図書館にある地域資料
- （7） 白馬村との関係が薄く、一般流通していない地域資料
- （8） 視聴覚資料
- （9） 個人で複製又は録音した資料
- （10） その他、館長が適当でないと判断したもの

（寄贈資料の取扱い）

第3条 寄贈資料の利用方法等については、図書館に一任するものとし、寄贈後の返還及び所蔵状況の問い合わせには応じないものとする。

（受領の手続き）

第4条 寄贈資料は、原則として寄贈者が図書館に持ち込むこととする。

（その他）

第5条 この基準に定めるもののほか、寄贈資料の受入れに関し必要な事項は、館長が定める。

附則 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

## 白馬村図書館資料除籍基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、白馬村図書館（以下、「図書館」という。）が所蔵する資料を有効な状態に維持するとともに、資料の円滑な更新を行うための除籍について、必要な事項を定めるものとする。

（除籍対象とする資料）

第2条 除籍の対象資料は、次のとおりとする。

（1）汚損・破損資料

- ア. 汚損、破損、書き込み等が著しく、使用に耐えない資料
- イ. 修理、製本によつての補修が困難、又は補修に要する費用より安価で同等の内容の資料が提供できる資料

（2）亡失・不明資料

- ア. 利用者が不可抗力による事故、災害、盗難等により亡失した資料
- イ. 長期にわたり返却されず、転居先不明等のため催促状が配達できず、現品回収が不可能と判断された資料
- ウ. 蔵書点検において5年以上所在不明で、調査しても分からない資料

（3）不用資料

- ア. 時間の経過により内容等が古くなり、利用価値が低下し、利用が著しく少なくなった資料
- イ. 新版、改訂版、増補版等の発行により代替可能となった資料
- ウ. 複本がある資料で、利用が著しく少なく、保存する必要がない資料
- エ. 逐次刊行物で、原則として新聞は1年間、雑誌は3年間の保存年限を経過した資料

（除籍対象外とする資料）

第3条 除籍の対象外資料は、次のとおりとする。ただし、亡失資料となったものは除籍の対象とする。

- （1）絶版等により新たに入手することが困難な地域資料
- （2）その他館長が特に保存が必要であると認めた資料

（除籍の手続き）

第4条 資料の除籍に当たっては、除籍しようとする資料のリストを作成し、館長の承認を受けた後に実施する。

（除籍資料の処分）

第5条 除籍の終了した資料の処分については、次の方法によるものとする。

- （1）希望者への無償譲渡
- （2）他の公共機関への寄贈
- （3）リサイクル及び古紙回収による廃棄処分又は焼却処分
- （4）その他館長が必要と認める方法

（その他）

第6条 この基準に定めるもののほか、図書館資料の除籍に関し必要な事項は館長が定める。

附則 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

1. 基本方針

- (1) 住民の「知る権利」を守り、その必要とするあらゆる情報を提供するよう努める。
- (2) 子どもたちの豊かな心と生きる力を育み、また高齢者が豊かに暮らせるように支援する。
- (3) 図書館の利用が困難な方を含め、あらゆる村民が利用できるよう支援する。
- (4) 村内小中学校図書館、県内図書館や関連機関と連携し、資料・情報を提供するとともに、村民の享受できる図書館サービスの充実を図る。
- (5) 村民の村政参画を積極的に支援し、村活性化の一端を担うとともに、村の文化振興に役立つ図書館を目指す。

2. 事業内容

事業名	内容	実施時期
通常業務	資料の収集・管理 （購入図書・寄贈図書の受入・装備／不要図書の除籍） 個人・団体への貸出・予約・リクエスト・相互貸借業務 レファレンス・コピーサービス 情報発信（図書館だより・新刊案内の発行・HP/Facebook） 季節や時事に応じた特設展示 会議・研修への参加 蔵書点検（2月下旬から3月初旬予定） 未返却資料の督促 その他（館内整備、図書館カレンダー作成等）	通年
ブックスタート支援	推薦図書リストの作成・配布	4月(配布)
職場体験	中学生2名～3名受入	未定
ボランティア作業	背ラベルの貼替え・新聞スクラップ・その他 蔵書点検	未定 2～3月
イベント	読書通帳 読書ビンゴ 年末図書館ジャンボ 読書おみくじ 工作（年1～2回実施予定） アクティブブックダイアログ リサイクルブック（除籍本・寄贈等）	通年 7～8月 12月 1月 未定
中高生向け	図書館だよりの作成 中学・高校へ100冊長期貸出	年2回 未定
雑誌購入	R4より購入再開。R5は一部変更・追加（19誌→22誌）	

# 白馬村図書館等複合施設の検討状況

(令和4年度 下半期)

## 1. 官民連携調査

国土交通省の「先導的官民連携支援事業」を活用して、図書館等複合施設の官民連携に関する調査を実施しています。

- ・ 先行事例調査（図書館を含む複合施設、類似規模の自治体の複合施設等）
- ・ 地域内外の官民対話・サウンディング
  - 10月：官民連携勉強会、オープンハウス
  - 12月～1月：アンケート、ヒアリング（参入意欲、独自事業・収益事業の提案等）
- ・ 官民連携手法、資金調達等に関する検討
- ・ 従来方式と官民連携方式の比較
- ・ 総合評価

## 2. 実証実験「あそびまなびフェス2022」

長引くコロナ禍で遊びや学びの機会が失われていることから、複合施設の候補地である木流公園と子育て支援ルームを会場に、地域の住民や団体・事業者が様々なプログラムを提供する機会を設け、子どもから大人まで幅広い世代が集い多様な遊びや学びを体験できるイベントを開催しました。

日 時：2022年10月8日（土）10:00-14:00

場 所：木流公園・子育て支援ルーム

参加者：約600名





### 3. 第3回白馬村図書館等複合施設検討委員会

日時：2022年10月8日（土）14:00-15:30

場所：子育て支援ルーム ホール

「あそびまなびフェス2022」を踏まえて、体験や交流の機会、候補地等について意見交換を行いました。

<主な意見（抜粋）>

- ・候補地の景観と環境が素晴らしい。
- ・こういった様々な機会が日常的にあると良い。
- ・住民の暮らしやすさや大切に考え、交流の機会を多く設けてほしい。
- ・お年寄りや子どもたちも施設に来やすいような仕組みも考えてほしい。
- ・今後、設計や運営においても様々な人たちが関わられるような進め方をしてほしい。



### 4. 白馬村図書館等複合施設 対話集会

日時：2023年1月17日（火）13:30-15:30／18:30～20:30

場所：白馬村保健福祉ふれあいセンター 2階 学習室

基本計画の策定に向けて、求められる機能や空間、施設完成後の利活用等について参加者から広く意見を聞きました。

<主な意見（抜粋）>

- ・寛ぎと集中のメリハリを大切にしてほしい。
- ・安心・安全な居場所であってほしい。
- ・みんなで使えるキッチンと飲食スペースがあれば、カフェは必須ではない。
- ・様々なものやアイデアを持ち寄って活動できる自由な空間があると良い。
- ・木や川など自然や地形を活かして遊べる公園。

